

## 宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付要綱

令和3年3月31日宮古市告示第68号

(一部改正) 令和8年3月31日宮古市告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、児童生徒の芸術文化活動及びスポーツ活動の振興を図るため、大会等に参加する児童生徒に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大会等 全国規模又は東北規模で開催される芸術文化又はスポーツに関する競技大会であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 予選が実施されたもの

イ 競技成績等による選抜又は推薦を経て出場するもの

ウ 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する団体又は全国規模若しくは東北規模で組織される団体が主催し、又は共催するもの

(2) 児童生徒 市内の小学校又は中学校に在学する児童及び生徒であって、大会等の開催案内、開催要項等に基づき、大会等に出場又は登録をするものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、児童生徒及び引率者（児童生徒の所属する小学校、中学校若しくは団体の代表者又は保護者の代表者をいう。）1名とする。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 大会等が開催される会場までの移動に要するバス、鉄道、航空路線その他公共交通機関の往復運賃

(2) 車両の借上料

(3) 大会等に参加する際の宿泊料（宿泊施設に宿泊した場合とし、1人1泊7,000円（小学生は1人1泊6,000円）を限度とする。）

(補助金の額、限度額等)

第5条 補助金の額は、交付対象経費の1人当たりの額（その額が5万円を超える場合は、5万円）に交付対象者の数を乗じて得た額から、宮古市賞賜金交付要綱（令和3年宮古市告示第69号）の規定による賞賜金及び当該大会等の参加に対して交付される他の補助金の額を控除して得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1大会等につき100万円を限度とする。

2 第2条第1号ウに掲げる大会等に出場する場合の補助金の交付は、同一年度につき1回を限度とする。

(申請書等の様式)

第6条 規則第4条に定める申請書その他の関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 宮古市児童生徒大会等参加費事業計画書（様式第2号）
- (3) 宮古市児童生徒大会等参加費収支予算書（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの  
（補助金の申請期日）

第7条 規則第4条に定める補助金の交付の申請の期日は、大会等に参加する日の7日前の日までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（変更の承認申請）

第8条 規則第6条第1項第1号から第3号までの規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、宮古市児童生徒大会等参加費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古市児童生徒大会等参加費補助金変更（中止、廃止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の交付決定等）

第9条 規則第7条の規定による通知は、宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

（申請の取下期日）

第10条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（事情変更等による決定の取消し又は変更の通知）

第11条 規則第9条、第12条及び第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は補助事業の内容を変更した場合の通知は、宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第7号）により当該取消し又は変更の日から起算して15日以内に行うものとする。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による報告は、次に掲げる報告書その他関係書類等によるものとする。

- (1) 宮古市児童生徒大会等参加費補助金完了実績報告書（様式第8号）
- (2) 宮古市児童生徒大会等参加費事業実績書（様式第2号）
- (3) 宮古市児童生徒大会等参加費収支精算書（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の報告は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 規則第14条の規定による通知は、宮古市児童生徒大会等参加費補助金額確定通知書（様式第9号）によるものとする。

（補助金の交付）

第14条 規則第16条の請求は、宮古市児童生徒大会等参加費補助金交付請求書（様式第10号）によるものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。